

## 令和6年八幡平市議会第1回定例会行政報告（要旨）

件 名	要 旨
職員の懲戒処分について	<p>● 令和6年2月20日付けで職員5名の懲戒処分を行った。</p> <p>1 処分の理由</p> <p>令和3年4月から11月までの期間において、住宅建設に伴い当該宅地内に下水道の公共汚水ますを早急に整備する必要があったことから、汚水ます・取付管布設工事4件について、本来必要な契約手続きを行わないまま、業務を発注した。また、担当者が必要となる契約書等を作成しないまま年度末を経過し、工事費が未払いとなった。</p> <p>その後、本来下水道事業会計から支払うべき未払いの工事費について、分割した金額を水道事業会計の水道漏水修繕に上乗せするよう、請求書の差し替えを業者に指示し、令和4年度及び令和5年度において計8回にわたり上乗せ後の金額で支払いをしていたほか、前担当者から現担当者へ個別に引継ぎをし、支払処理を行ったもので、地方公務員法第32条の法令等及び上司の職務上の命令に従う義務規定に違反するものである。</p> <p>また、この行為は、公務員にあつてはならない非違行為であるばかりでなく、地方公務員としての職の信用を傷つけ、社会的評価を著しく低下毀損し、八幡平市行政の信用を失墜させるもので、地方公務員法第33条の信用失墜行為の禁止規定に違反するものである。</p> <p>2 処分の内容</p> <p>【被処分者①】</p> <p>50代男性職員（係長級）に対し、懲戒処分として減給した（6月間給料の月額10分の1の額）。</p> <p>【被処分者②】</p> <p>50代男性職員（係長級）に対し、懲戒処分として減給した（1月間給料の月額10分の1の額）。</p> <p>【指導監督不適正による被処分者3名】</p> <p>60代男性職員（当時課長級）及び2名の50代男性職員（課長補佐級）に対し、懲戒処分として戒告した。</p>

### 【佐々木孝弘市長の議会でのコメント】

必要な手続きを省き業務を遂行することは市民の信頼を損ねる違法行為であり、深くお詫び申し上げます。このことを受け、あらためて職務の本質から追究し、綱紀粛正を図ってまいります。これらの事案を重く受けとめ、これまで以上に職員教育を強化するとともに、公務員としての規律保持と法令遵守を徹底して、再発防止に取り組んでまいります。